



保健所を設置することにより中核市となるという形で、中核市・特別市の両制度を統合する、④条例による事務処理特例制度について、市町村の事情を十分踏まえて移譲が行われるようにするための方策について引き続き検討する、⑤特別市(仮称)については、まずは指定都市への事務と税財源の移譲を可能な限り進め、新たな大都市のカテゴリーを創設する場合の様々な課題について引き続き検討を進めていく等とされている。

また、専門小委員会では、この中間報告に対する各方面の意見を踏まえ、残された諸問事項である基礎自治体の在り方と併せて最終的な答申に向けて調査審議を続けていく所存であるとしている。

〔行政部〕

# 全国市長会の動き



11月19日～12月21日

全国市長会ホームページURL

<http://www.mayors.or.jp/>

## #1 「第30次地方制度調査会第25回専門小委員会」に泉・明石市長が出席

12月13日、「第30次地方制度調査会第25回専門小委員会」において、去る11月29日に同小委員会が示した「大都市制度についての中間報告(素案)」に対する地方六団体からの意見聴取が行われ、本会を代表して、泉・明石市長が出席した。

泉・明石市長からは、全国市長会提出資料のとり指定都市、中核市、特別市の各市長会から意見が提出されていることを紹介した上で、①人口だけでなく、都市が地域で果たしている機能や役割などにも着目すべきであり、素案にある特別市・



泉・明石市長 (中央)

## 平成24年全国市長会の主な動き

### ■6月6日、第82回全国市長会議を開催。

「東日本大震災からの復旧・復興に関する決議」「東京電力福島第一原子力発電所の事故への対応と安全対策等に関する決議」「地震・津波等防災対策の充実強化に関する決議」「真の分権型社会の実現を求める決議」「国の出先機関改革に関する決議」「社会保障制度の充実強化に関する決議」を決定。

前日の6月5日、「市長フォーラム」を開催、東京大学先端科学技術研究センター客員教授の御厨貴氏から「東日本大震災の復興への歩みと都市自治体に期待すること」と題し特別講演。

また、年間を通じて都市防災について、2月21日、「市長と語る21世紀の都市計画―防災まちづくり―」をテーマに日本都市計画学会と共催都市計画シンポジウム、8月8日、「都市の防災とまちづくり」を主要テーマに米国市長会と共催第10回米市長交流会、10月11・12日、「都市の連携と新しい公共」東日本大震災で見えた「絆」の可能性をテーマに第74回全国都市問題会議、11月14日、「大災害への備えと都市防災」をテーマに市長フォーラム(河田・関西大学社会安全学部・社会安全研究センター長・教授講演)をそれぞれ開催。

中核市の統合に記載のある「20万人以上」を「20万人程度」に変更していただきたいこと、また、特別市(仮称)の要件が「200万人以上」となっているが人口要件を課す必要があるのかということ、②大都市制度における事務の特例は画一的なものでなく、選択可能な制度とすべきであること、③権限移譲に当たっては、権限、責任と併せて財源と人材の移譲が必要であること、また事務処理特例制度は都道府県と市町村の立場が対等でないため、例えば第三者機関を設置するなどが必要であること、④制度設計に当たっては、引き続き我々現場の声を聞いていただきたいこと等を発言した。

〔行政部〕

## #2 第30次地方制度調査会専門小委員会が「大都市制度についての専門小委員会中間報告」を取りまとめ

12月20日、「第30次地方制度調査会第26回専門小委員会」において、「大都市制度についての専門小委員会中間報告」が取りまとめられた。

同中間報告では、①指定都市と都道府県間における二重行政の解消のため、できるだけ指定都市に事務を移譲するとともに、税源配分も含めた財政措置の在り方を検討すべき、②「都市内分権」により住民自治を強化するため、区の役割を拡充することを検討すべき、③人口20万人以上であれば

■8月21日、政権公約調査委員会において、本会決議等を踏まえた「衆議院議員選挙公約に対する要請」を取りまとめ、各政党幹部に面談のうえ要請。

また、経済対策、消費税、原子力、TPP、地方分権等を主要テーマに第46回衆議院議員総選挙が、12月4日公示、12月16日投票で行われ、12月26日、安倍・内閣総理大臣による自公連立内閣が発足。

平成25年度政府予算については19年ぶりの越年編成となる。

■東日本大震災に係る被災市町村への人的支援については、全国町村会、総務省及び被災県との協力により、中長期的な職員派遣を実施し、約430名の派遣を決定。平成25年度についても、引き続き、11月30日に全国の市区に対し、職員派遣の申出を要請するとともに、新たに被災市町村で働く意欲のあるOB職員の情報提供を併せて要請。

また、災害対策法制の見直しについて、本会では、4月24日、災害対策基本法の一部改正についての意見を政府に提出。

6月27日、災害対策基本法改正の第一弾として、自治体間の応援業務等に係る都道府県・国の

調整規定、自治体間の相互応援等の円滑化、被災住民の広域避難に関する調整など、緊急に措置を要するものを盛り込んだ「災害対策基本法の一部を改正する法律」が可決・成立。

現在、国民の権利義務等をはじめとする災害対策基本法の第二弾改正や、首都直下地震・南海トラフ巨大地震対策の法制整備について検討中。

■**社会保障・税一体改革**について、8月10日、関連法案（税制抜本改革2法案、子ども子育て3法案、年金2法案、社会保障改革推進法案）が可決・成立。

消費税率の引上げについては、平成26年4月に8%、平成27年10月に10%（引上げ分5%のうち地方分は1・54%）と段階的に実施、また、消費税収（国・地方、現行分の地方消費税を除く。）については社会保障財源化。

今後、消費税の引上げに当たって、複数税率導入などの低所得者対策、地方法人課税の在り方の見直し等が課題。

なお、「地方公共団体情報システム機構法案」がマイナンバー法案等とともに第180回通常国会に提出されたが、衆議院解散に伴い廃案となり、次期通常国会へ再提出予定。

社会保障制度改革推進法においては、社会保障制度改革は、この法律の施行後1年以内に、第9条に規定する社会保障制度改革国民会議における

審議の結果等を踏まえて講ずるものとする」とされ、11月30日、有識者15人で構成する同国民会議が発足。

■**子ども・子育て新システム関連3法案**については、民主、自民、公明の3党による「社会保障・税一体改革確認書」に基づいて修正等が加えられ、①「総合子ども園法案」に代わり、議員立法による現行の認定こども園制度の拡充等と内容とする「認定こども園法の一部を改正する法律案」（議員立法）、②修正された「子ども・子育て支援法案」及び関係法律の整備法案が可決・成立。

また、政府は、「社会保障・税一体改革大綱」（平成24年2月）において、「生活支援戦略」を策定するとし、生活困窮者の自立に向けた生活支援体系の構築を図るため、必要な法整備も含め検討するとともに、生活保護制度の見直し等について、地方自治体とともに具体的に検討し、取り組むことを明示。併せて、厚生労働省は、4月、生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについて一体的に検討するため、社会保障審議会に「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」を設置、現在、「生活支援戦略」に関する主な論点（案）について検討を進め、次期通常国会への法案提出を目指す。

■**政府は、11月30日、義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲等に係る、今後おおよむね**

「特例公債法案」が成立しないために国の平成24年度一般会計予算の財源が確保できず、国は9月7日、9月以降の一般会計予算の執行を抑制することを閣議決定。そのため、地方公共団体向け支出について、道府県分の普通交付税（9月交付分）を11月まで月割り交付にするなど措置。このような事態に鑑み、地方からは「地方交付税の執行抑制に関する共同声明」（地方六団体）、「真の分権型社会の実現を求める決議」（全国市長会）等を発表し、同法案の早期成立を要請。11月に入っても法案審議が遅々として進まず、11月2日に交付予定の普通交付税（11月分）が市町村分も含めて交付されなかったが、衆議院解散を前提に国会審議が急転し、11月16日に同法案は可決・成立。普通交付税は11月19日に交付。

■**9月18日、本会は、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉について、国民に対する詳細な情**

2〜3年を見据えた取り組み方針を明らかにした「地域主権推進大綱」を閣議決定。

また、本会では、さらなる権限移譲、義務付け・枠付けの見直しについて、市区からの提案を基に「地方分権改革検討会議」を中心に検討を行い、本会の提案事項として75項目に取りまとめ、7月24日、政府に提出。

■**出先機関改革**については、2月以降5回にわたる政策推進委員会委員及び地方分権改革検討会議委員と地域主権担当政務との意見交換を開催するとともに、数次にわたり意見書等を提出し、地域住民の安全・安心に直接責任を有する基礎自治体と十分な協議を行い、その意見を反映させて、将来に禍根を残さない制度の確立について慎重に検討を重ね、拙速に進めることのないよう繰り返し要請。

11月15日、政府が「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」を閣議決定したことから、本会は、基礎自治体を重視した地域主権改革の推進を標榜する政府の姿勢に反するものであり、誠に遺憾である旨を表明。

■**公益法人制度改革関連3法の施行を踏まえ、財団法人全国市長会館は、3月21日に行政庁の東京都から公益法人への移行認定を受け、4月1日付けで「公益財団法人全国市長会館」に移行。**

また、「公益財団法人日本都市センター」（4月1日付）、「公益社団法人全国市有物件災害共済会」（11月1日付）もそれぞれ内閣総理大臣から移行認定を受け移行。

10月11、12の両日、盛岡市において、「都市の連携と新しい公共」東日本大震災で見えた「絆」の可能性」をテーマに、全国から約1600名の参加を得て、第74回全国都市問題会議を開催。

2日間の議論を踏まえ、「私たちがすべての未来は被災地とともにあることを肝に銘じるとともに、被災地の復旧・復興が長期に及ぶことから、今後被災地に寄り添いながら支援を継続していく決意である」旨の「大会宣言」を決定。

■**政府は、5月11日に「地方公務員制度改革について（素案）」を示すとともに、9月12日、地方公務員における自律的労使関係制度について検討する有識者会議を設置し、11月5日、協約締結権を地方公務員に付与すべきとする報告書を取りまとめ。11月15日、非現業地方公務員への労働協約締結権の付与、人事委員会勧告制度の廃止、消防職員への団結権の付与等とする地方公務員制度改革関連法案を閣議決定し、国会に提出。同関連法案は、衆議院解散に伴い廃案。**

この間、本会では、1月27日、5月25日に、慎重に対応すべき等の意見を総務大臣に提出するとともに、11月8日の「平成24年度第3回国と地方の協議の場」において、地方六団体の共通の意見として、地方の意見を真摯に反映した案としなければ、地方の納得を得ることは不可能であり、現行の法案化については反対であること表明。

また、11月15日、地方六団体は、「国と地方の協議の場」における分科会を設置し議論を尽くすべきとの我々の意見に拘わらず、法律案の閣議決定を行ったことは遺憾である旨を表明。

■**第30次地方制度調査会**において、「大都市制度の在り方」について調査審議が行われ、12月20日、同専門小委員会において、指定都市、中核市・特別市及び特別区等に係る事務移譲や住民自治の強化等を内容とする「大都市制度についての中間報

告」を取りまとめ。

また、「公益財団法人日本都市センター」（4月1日付）、「公益社団法人全国市有物件災害共済会」（11月1日付）もそれぞれ内閣総理大臣から移行認定を受け移行。

■**「特例公債法案」が成立しないために国の平成24年度一般会計予算の財源が確保できず、国は9月7日、9月以降の一般会計予算の執行を抑制することを閣議決定。そのため、地方公共団体向け支出について、道府県分の普通交付税（9月交付分）を11月まで月割り交付にするなど措置。このような事態に鑑み、地方からは「地方交付税の執行抑制に関する共同声明」（地方六団体）、「真の分権型社会の実現を求める決議」（全国市長会）等を発表し、同法案の早期成立を要請。11月に入っても法案審議が遅々として進まず、11月2日に交付予定の普通交付税（11月分）が市町村分も含めて交付されなかったが、衆議院解散を前提に国会審議が急転し、11月16日に同法案は可決・成立。普通交付税は11月19日に交付。**

■**9月18日、本会は、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉について、国民に対する詳細な情**

また、「公益財団法人全国市長会館」に移行。

また、「公益財団法人全国市長会館」に移行。